

雇用関係助成金 令和3年12月21日改正 リンク集

令和3年度補正予算の成立に伴い、規則等に変更があった助成金一覧

① キャリアアップ助成金（正社員化コース）

- ・人材開発支援助成金の特定の訓練修了後に正社員化した場合は助成額を加算
- ・紹介予定派遣労働者の要件緩和措置を延長
- ・紹介予定派遣労働者の対象となる労働者を求職者全体に拡大

パンフレット（1ページ目）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11650000/000870587.pdf>

助成額一覧

<https://www.mhlw.go.jp/content/11650000/000870588.pdf>

② キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

- ・増額の対象者が全ての非正規雇用労働者の場合でも、一部（雇用形態別・職種別等）の非正規雇用労働者の場合でも、助成額同額
- ・増額の対象労働者数が10人以下の場合でも、労働者単位で助成

パンフレット（2ページ目）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11650000/000870587.pdf>

③ 人材開発支援助成金（特別育成訓練コース）

- ・経費助成限度額を引き上げ、経費助成率を細分化
- ・キャリアアップ助成金正社員化コースにおいて、人材開発支援助成金の特定の訓練修了後に正社員化した場合は助成額を加算
- ・人材開発支援助成金特定訓練コースの対象となる訓練（ITSSレベル2の訓練）の拡充

パンフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000870605.pdf>

④ トライアル雇用助成金（新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース助成金）

- ・対象者の要件から、離職の時期や理由を廃止

パンフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000855427.pdf>

⑤ 就職・転職支援のためのリカレント教育推進事業

- ・当該暫定措置の期間を令和5年3月31日までに延長するとともに、学校教育法第124条に規定する専修学校を当該講習の委託先に追加

文部科学省ホームページ

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/manabinaoshi/mext_01127.html